

年度 項目	昭和 28	29	30	31	32	34	36	昭和 39	43	44	49	51	53	54
軽油引取税				(創設) 税率 1k% 6,000円	税率 1k% 8,000円	税率 1k% 10,400円	税率 1k% 12,500円	税率 1k% 15,000円				税率 1k% 19,500円 (2年度間の暫定税率)	暫定税率を2年度間延長	税率 1k% 24,300円 暫定税率を4年度間延長
その他の税	・附加価値税の実施が、昭和29年1月1日からと延期された。	・附加価値税は廃止された。	・大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。											
自動車取得税								(創設) 昭和43年7月1日から実施税率 取得価額の3% (免税点) 取得価額10万円	(免税点) 取得価額15万円	(税率) 自家用の自動車で軽自動車以外のものの 取得価額の5% (免税点) 取得価額30万円 (昭和49年4月1日から昭和51年3月31日までの時限法)	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	

年度 項目	55	58	60	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
軽油引取税		暫定税率を2年度間延長	暫定税率を3年度間延長	暫定税率を5年度間延長	・ 課税団体を軽油の納入地の所在の都道府県に変更 ・ 混和等の承認義務制度の創設 ・ 仮特約業者制度の創設(元.10.1)				税率 1kg当り 32,100円 (平成5年12月1日から) 暫定税率を平成9年度まで延長					暫定税率を5年度間延長
その他の税		大規模償却資産の価格のうち所在市町村の課することのできる課税標準を超える部分の金額 税率 1.4%												
自動車取得税	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (3年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	(税率) 暫定税率を3年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (3年度間延長)	(税率) 暫定税率を5年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (5年度間延長)		(税率) ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施 (H2～3年度間、1%控除) (免税点) 取得価額50万円以下 (H2～4年度間)	ABS装着規制適合車への買い替え 0.3%控除 ビギーバック輸送用トラックの取得 0.3%控除	ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施 (H4～5年度間、1%控除) 平成5年排出ガス規制適合車の取得 平成4年4月1日～平成5年9月30日 1%控除 平成5年10月1日～平成6年2月28日 0.1%控除 ハイブリッド自動車の取得 2%控除	(税率) 暫定税率を5年度間延長 (免税点) 取得価額50万円 (5年度間延長) 平成6年排出ガス規制適合車の取得 平成5年4月1日～平成6年9月30日 1%控除 平成6年10月1日～平成7年2月28日 0.1%控除 天然ガス自動車の取得 2%控除 中小企業流通業務効率化促進法の認定を受けた事業協同組合等が取得する事業用自動車 1%控除	ABS規制適合車の取得 平成6年4月1日～平成7年8月31日 0.3%控除 メタノール自動車、ハイブリッド自動車に係る特例措置を平成8年3月31日まで延長する。	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置とする(平成9年3月31日まで) 平成6年排出ガス規制適合車の特例措置廃止 中小企業流通業務効率化促進法の認定を受けた事業協同組合等が取得する事業用自動車の特例措置の適用期限を平成9年3月31日まで延長する。	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置とする。 平成9年排出ガス規制適合車の取得 平成8年4月1日～平成9年9月30日 1%控除 平成9年10月1日～平成10年12月31日 0.1%控除	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成11年3月31日まで延長する。 平成10年排出ガス規制適合車の取得 平成9年4月1日～平成10年9月30日 1%控除 平成10年10月1日～平成11年2月28日 0.1%控除 流通業務効率化事業用自動車の特例措置廃止	(税率) 暫定税率を5年度間延長 (免税点) 取得価額50万円 (5年度間延長) ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について バス、トラックその他の省令で定めるもの 2.4%控除 その他の特定自動車 2%控除 平成10年4月1日～平成12年3月31日 平成11年度排出ガス規制適合車の取得 平成10年4月1日～平成11年9月30日 1%控除 平成11年10月1日～平成12年2月29日 0.1%控除

年度 項目	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
軽油引取税					暫定税率を5年度間延長					暫定税率を10年間延長(平成20年5月1日から) 〔暫定税率の失効により、平成20年4月1日～30日まで税率:1kg・15,000円〕	道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改められた 課税免除措置について、エチレンその他の石油化学製品の工業原料用となる軽油以外は、3年間の時限措置となった。	現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現行の税率水準を維持する。 原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止する規定(トリガー条項)を創設する。	経由取引税に係るトリガー条項の規定は、揮発油税に係るトリガー条項の適用が停止される間、その適用を停止する。
その他の税													
自動車取得税	ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について バス、トラックその他の省令で定めるもの 2.7%控除 その他の特定自動車 2.2%控除 平成11年4月1日～平成12年3月31日 平成12年度排出ガス規制適合車の取得 平成11年4月1日～平成12年9月30日 1%控除 平成12年10月1日～平成13年2月28日 0.1%控除 低燃費車に係る特例措置について取得価額から30万円を控除する。 平成11年4月1日～平成13年3月31日 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置について 2.7%控除とする。 平成11年4月1日～平成13年3月31日	ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成13年3月31日まで延長する。 平成13年度排出ガス規制適合車の取得 平成12年4月1日～平成13年9月30日 1%控除 平成13年10月1日～平成14年2月28日 0.1%控除 0.1%控除	ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成15年3月31日まで延長する。 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成15年3月31日まで延長する。 低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円を控除)を一定の条件を付して平成14年3月31日まで延長する。 一定の要件を満たした自動車に係る廃車買い替えが平成13年4月1日～平成15年3月31日までに行われた場合 0.5%控除 平成14年度排出ガス規制適合車の取得 平成13年4月1日～平成14年9月30日 1%控除 平成14年10月1日～平成15年2月28日 0.1%控除	低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円控除)を平成15年3月31日まで延長する。 平成15年度排出ガス規制適合車の取得 平成14年4月1日～平成15年9月30日 1%控除 平成15年10月1日～平成16年2月29日 0.1%控除	(税率) 暫定税率を5年度間延長 (免税点) 取得価額50万円(5年度間延長) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成17年3月31日まで延長する。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成17年3月31日まで延長する。 超P.M認定車に係る特例措置 平成15年4月1日～平成17年3月31日 1.5%控除 低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円控除)を一定の条件を付して平成16年3月31日まで延長する。 NOx・PM法対策地域廃車代替特例措置 平成14年3月2日～平成15年3月31日 2.3%控除 平成15年4月1日～平成17年3月31日 1.9%控除 平成17年4月1日～平成19年3月31日 1.5%控除 平成19年4月1日～平成21年3月31日 1.2%控除 平成16年度排出ガス規制適合車に係る特例措置 平成15年4月1日～平成16年9月30日 1%控除	平成17年排出ガス規制適合車(ディーゼル車に限る) 平成16年4月1日～平成17年9月30日 ディーゼル車に限る乗用車を除く自動車 2%控除 ディーゼル車に限る乗用車 1%控除 NOx・PM法対策地域廃車代替特例措置 平成17年度排出ガス規制適合車のうちディーゼル車(乗用車を除く) 平成16年4月1日～平成17年9月30日 2.1%控除 優良低燃費かつ低排出ガス車(75%) 平成16年4月1日～平成18年3月31日 取得価額から30万円控除 低燃費かつ低排出ガス車(75%) 平成16年4月1日～平成18年3月31日 取得価額から30万円控除 平成16年4月1日～平成18年3月31日 取得価額から50万円控除 平成16年4月1日～平成18年3月31日 取得価額から50万円控除	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成19年3月31日まで延長する。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成19年3月31日まで延長する。 平成17年排出ガス規制適合車(ディーゼル車に限る)のうち、乗用車を除く自動車 平成17年10月1日～平成18年3月31日 1%控除 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バス等のうち、平成27年度燃費基準達成車かつ排出ガス基準10%以上低減車 平成18年4月1日～平成20年3月31日 2%控除 平成27年度燃費基準達成車かつ新長期規制(排出ガス基準)適合車 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1%控除	平成22年度燃費基準20%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成18年4月1日～平成20年3月31日 取得価額から50万円控除 平成22年度燃費基準10%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成18年4月1日～平成20年3月31日 取得価額から30万円控除 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を、排出ガス要件と燃費要件を新たに加入した上で、平成19年度は2.0%軽減、平成20年度は1.8%軽減とする。 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バス等のうち、平成27年度燃費基準達成車かつポスト新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 平成19年度は2.0%軽減、平成20年度は1.8%軽減とする。 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バス等のうち、平成27年度燃費基準達成車かつポスト新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 平成20年5月1日～平成22年3月31日 2%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 1%控除 ポスト新長期規制(平成21年度排出ガス規制)に適合したディーゼル乗用車 平成20年5月1日～平成21年9月30日 1%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 0.5%控除	電気自動車に係る税率の特例措置を平成21年3月31日まで延長する。 天然ガス自動車に係る税率の特例措置を、排出ガス要件を新たに加入した上で、平成21年3月31日まで延長する。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を、排出ガス要件と燃費要件を新たに加入した上で、平成19年度は2.0%軽減、平成20年度は1.8%軽減とする。 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バス等のうち、平成27年度燃費基準達成車かつポスト新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 平成20年5月1日～平成22年3月31日 2%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 1%控除 ポスト新長期規制(平成21年度排出ガス規制)に適合したディーゼル乗用車 平成20年5月1日～平成21年9月30日 1%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 0.5%控除	(税率) 暫定税率を10年間延長(平成20年5月1日から) 〔暫定税率の失効により、平成20年4月1日～30日まで税率:取得価格の3%〕 (免税点) 取得価額50万円(10年度間延長) 平成22年度燃費基準25%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成20年5月1日～平成22年3月31日 取得価格から30万円控除 平成20年5月1日～平成22年3月31日 取得価格から15万円控除 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バス等のうち、平成27年度燃費基準達成車かつポスト新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 平成20年5月1日～平成22年3月31日 2%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 1%控除 ポスト新長期規制(平成21年度排出ガス規制)に適合したディーゼル乗用車 平成20年5月1日～平成21年9月30日 1%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 0.5%控除	道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改められた 低公害車・低燃費車の軽減措置の創設 (平成21年4月1日～平成24年3月31日)に取得された新車) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、ディーゼル乗用車 非課税 大型ディーゼル車 H21排出ガス規制適合かつH27年度重量車燃費基準達成車 税率を75%軽減 H17排出ガス基準値より10%以上NoxまたはPM低減かつH27年度重量車燃費基準達成車 税率を50%軽減 第1種省エネルギー自動車 税率を75%軽減 第2種省エネルギー自動車 税率を50%軽減 (平成21年4月1日～平成24年3月31日)に取得された中古車) 電気自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車 税率から5.2%控除 プラグインハイブリッド自動車 税率から5.2%控除 ハイブリッド自動車 バス又はトラック 税率から5.2%控除 それ以外 税率から1.6%控除	(税率) 10年間の暫定税率は廃止 (初めて新規登録を受けるもの) 車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 税率を75%軽減 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(50%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 税率を50%軽減 (初めて新規登録を受けるもの以外) 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バス等のうち、平成27年度燃費基準達成車かつポスト新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 平成22年10月1日～平成23年8月31日 1%控除 車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 取得価格から30万円控除 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(50%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 取得価格から15万円控除 車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 取得価格から30万円控除 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(50%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 取得価格から15万円控除	

